

板橋区の条例等

1	板橋区行政手続条例（平成 7 年 11 月 1 日施行） 1 頁
2	板橋区ボランティア活動推進条例（平成 9 年 4 月 1 日施行）11 頁
3	板橋区個人情報保護条例（平成 9 年 4 月 1 日施行）12 頁
4	いたばしボランティア基金条例（平成 12 年 3 月 31 日施行）23 頁
5	板橋区情報公開条例(平成 12 年 4 月 1 日施行)24 頁
6	板橋区行政評価規程（平成 13 年 10 月 16 日施行）32 頁
7	付属機関等の会議の公開に関する基準（平成 15 年 3 月 31 日施行）	...34 頁
8	板橋区区民参加推進規程（平成 15 年 10 月 1 日施行）37 頁
9	パブリックコメント制度の概要（平成 15 年 10 月 1 日施行）40 頁
10	付属機関等の設置及び運営に関する要綱（平成 16 年 6 月 1 日施行）	...41 頁
11	板橋区基本構想（平成 17 年 10 月 19 日議決）44 頁

東京都板橋区行政手続条例

平成 7 年 10 月 9 日
東京都板橋区条例第 31 号

改正 平成 12 年 3 月 10 日条例第 3 号 平成 12 年 6 月 30 日条例第 35 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条 第 4 条）
- 第 2 章 申請に対する処分（第 5 条 第 11 条）
- 第 3 章 不利益処分
 - 第 1 節 通則（第 12 条 第 14 条）
 - 第 2 節 聴聞（第 15 条 第 26 条）
 - 第 3 節 弁明の機会の付与（第 27 条 第 29 条）
- 第 4 章 行政指導（第 30 条 第 34 条）
- 第 5 章 届出（第 35 条）
- 付則

第 1 章 総則

（目的等）

第 1 条 この条例は、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が区民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって区民の権利利益の保護に資することを目的とする。

2 処分、行政指導及び届出に関する手続に関しこの条例に規定する事項について、他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 条例及び規則（[地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 2 項](#)に規定する規程を含む。以下同じ。）をいう。
- (2) 処分 条例等に基づく行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。
- (3) 申請 条例等に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。
- (4) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
 - ア 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために必要とされている手続としての処分

イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分

ウ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

エ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの

(5) 区の機関 [地方自治法](#)第7章に基づいて設置される東京都板橋区の執行機関又は執行機関の職員であって法令若しくは条例等により独立に権限を行使することを認められた職員をいう。

(6) 行政指導 区の機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に該当しないものをいう。

(7) 届出 行政庁に対し一定の事項の通知をする行為（申請に該当するものを除く。）であって、条例等により直接に当該通知が義務付けられているもの（自己の期待する一定の条例等上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。）をいう。

2 前項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる用語の意義は第32条において同号中「条例等に基づく行政庁」とあるのは「行政庁」と、同項第3号に掲げる用語の意義は第31条において同号中「条例等」とあるのは「法令又は条例等」とする。

一部改正〔平成12年条例35号〕

(適用除外)

第3条 処分又は行政指導で[行政手続法\(平成5年法律第88号\)第3条第1項](#)各号に掲げるものについては、次章から第4章までの規定は、適用しない。

(国の機関等に対する処分等の適用除外)

第4条 国の機関、区の機関又は他の地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名あて人となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。

第2章 申請に対する処分

(審査基準)

第5条 行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（以下「審査基準」という。）を定めるものとする。

2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、条例等により当該申請の提出先とさ

れている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。

(標準処理期間)

第6条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（条例等により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

(申請に対する審査及び応答)

第7条 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない。かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（以下「申請者」という。）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

(理由の提示)

第8条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。

2 前項本文に規定する処分を書面とするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。

(情報の提供)

第9条 行政庁は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならない。

2 行政庁は、申請をしようとする者又は申請者の求めに応じ、申請者の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めなければならない。

(公聴会の開催等)

第10条 行政庁は、申請に対する処分であって、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該条例等において許認可等の要件とされているものを行う場合には、必要に応じ、公聴会の開催その他の適当な方法により当該申請者以外の者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。

(複数の行政庁が関与する処分)

第 11 条 行政庁は、申請の処理をするに当たり、他の行政庁において同一の申請者からされた関連する申請が審査中であることをもって自らすべき許認可等をするかどうかについての審査又は判断を殊更に遅延させるようなことをしてはならない。

- 2 一の申請又は同一の申請者からされた相互に関連する複数の申請に対する処分について複数の行政庁が関与する場合においては、当該複数の行政庁は、必要に応じ、相互に連絡をとり、当該申請者からの説明の聴取を共同して行う等により審査の促進に努めるものとする。

第 3 章 不利益処分

第 1 節 通則

(処分の基準)

第 12 条 行政庁は、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準 (次項において「処分基準」という。) を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。

- 2 行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、当該不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第 13 条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

イ アに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。

(2) 前号アからウまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1) 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。

(2) 条例等の規定上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。

(3) 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が条例等において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であってその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。

- (4) 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。
- (5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして東京都板橋区規則（以下「規則」という。）で定める処分をしようとするとき。

（不利益処分の理由の提示）

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 不利益処分を書面でするときは、前2項の理由は、書面により示さなければならない。

第2節 聴聞

（聴聞の通知の方式）

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、規則で定める日までに、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項
- (2) 不利益処分の原因となる事実
- (3) 聴聞の期日及び場所
- (4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

- (1) 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。
- (2) 聴聞が終結するときまでの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

（代理人）

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

- 2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。
- 3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。
- 4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を行政庁に届け出なければならない。

(参加人)

第 17 条 第 19 条の規定により聴聞を主宰する者(以下「主宰者」という。)は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であって当該不利益処分の根拠となる条例等に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者(同条第 2 項第 6 号において「関係人」という。)に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。

- 2 前項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者(以下「参加人」という。)は、代理人を選任することができる。
- 3 前条第 2 項から第 4 項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条第 2 項及び第 4 項中「当事者」とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。

(文書等の閲覧)

第 18 条 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下この条及び第 24 条第 3 項において「当事者等」という。)は、聴聞の通知があったときから聴聞が終結するときまでの間、行政庁に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

- 2 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧を更に求めることを妨げない。
- 3 行政庁は、前 2 項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。

(聴聞の主宰)

第 19 条 聴聞は、規則で定める者が主宰する。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

(1) 当該聴聞の当事者又は参加人

(2) 前号に規定する者の配偶者、4 親等内の親族又は同居の親族

(3) 第 1 号に規定する者の代理人又は次条第 3 項に規定する補佐人

(4) 前 3 号に規定する者であったことのある者

(5) 第 1 号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

(6) 参加人以外の関係人

一部改正〔平成 12 年条例 3 号〕

(聴聞の期日における審理の方式)

第 20 条 主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、行政庁の職員に、予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項並びにその原因となる事実を聴聞の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。

2 当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て行政庁の職員に対し質問をすることができる。

3 前項の場合において、当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に対し質問をし、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は行政庁の職員に対し説明を求めることができる。

5 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであっても、聴聞の期日における審理を行うことができる。

6 聴聞の期日における審理は、行政庁が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

(陳述書等の提出)

第 21 条 当事者又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

2 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び証拠書類等を示すことができる。

(続行期日の指定)

第 22 条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、更に新たな期日を定めることができる。

2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。

3 第 15 条第 3 項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第 3 項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から 2 週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から 2 週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する 2 回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

(当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結)

第 23 条 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、第 21 条第 1 項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会をあたえることなく、聴聞を終結することが

できる。

- 2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が聴聞の期日に出頭せず、かつ、第 21 条第 1 項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することとすることができる。

(聴聞調書及び報告書)

第 24 条 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。

- 2 前項の調書は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。
- 3 主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第 1 項の調書とともに行政庁に提出しなければならない。
- 4 当事者又は参加人は、第 1 項の調書及び前項の報告書の閲覧を求めることができる。

(聴聞の再開)

第 25 条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第 3 項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第 22 条第 2 項本文及び第 3 項の規定は、この場合について準用する。

(聴聞を経てされる不利益処分の決定)

第 26 条 行政庁は、不利益処分の決定をするときは、第 24 条第 1 項の調書の内容及び同条第 3 項の報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌してこれをしなければならない。

第 3 節 弁明の機会の付与

(弁明の機会の付与の方式)

第 27 条 弁明は、行政庁が口頭であることを認めたとときを除き、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出してするものとする。

- 2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第 28 条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに規則で定める期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項
- (2) 不利益処分の原因となる事実

(3) 弁明書の提出先及び提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

第4章 行政指導

(行政指導の一般原則)

第30条 行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、当該区の機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容が相手方の任意の協力によつてのみ実現されるものであることに留意しなければならない。

2 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

(申請に関連する行政指導)

第31条 申請の取下げ又は内容の変更を求める行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。

(許認可等の権限に関連する行政指導)

第32条 許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を有する区の機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。

(行政指導の方式)

第33条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。

2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

3 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。

(1) 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの

(2) 既に文書(前項の書面を含む。)によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの

(複数の者を対象とする行政指導)

第 34 条 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、区の機関は、あらかじめ、事案に応じ、これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。

第 5 章 届出

(届出)

第 35 条 届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の条例等に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が条例等により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 7 年 11 月 1 日から施行する。

(東京都板橋区特別区税条例の一部改正)

2 [東京都板橋区特別区税条例](#) (昭和 39 年板橋区条例第 47 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

(東京都板橋区行政手続条例の適用除外)

第 3 条の 2 東京都板橋区行政手続条例(平成 7 年板橋区条例第 31 号)第 3 条又は第 4 条に定めるもののほか、この条例に基づく処分その他公権力の行使に当たる行為については、同条例第 2 章及び第 3 章の規定は、適用しない。

2 東京都板橋区行政手続条例第 3 条、第 4 条又は第 33 条第 3 項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(同条例第 2 条第 1 項第 6 号に規定する行政指導をいう。)については、同条例第 33 条第 2 項及び第 34 条の規定は、適用しない。

付 則(平成 12 年 3 月 10 日条例第 3 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 12 年 6 月 30 日条例第 35 号)

この条例は、公布の日から施行する。

東京都板橋区ボランティア活動推進条例

平成9年3月10日
東京都板橋区条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、東京都板橋区(以下「区」という。)におけるボランティア活動の推進及び円滑化を図り、区民の福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ボランティア」とは、社会的な課題に自主的かつ主体的に取り組む個人又は団体をいう。

(区の責務)

第3条 区は、ボランティア活動の自主性及び主体性を損なわないよう配慮し、ボランティア活動に関する知識の普及、意識の啓発及び活動環境の整備に努めなければならない。

(ボランティア活動推進協議会)

第4条 区は、第1条の目的を達成するため、ボランティア活動推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会は、ボランティア活動の現況、総合的な連絡調整及びボランティアと区との協働のあり方等について調査検討を行う。

3 協議会は、区長の委嘱又は任命する委員20人以内をもって組織する。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

東京都板橋区個人情報保護条例

平成 8 年 10 月 16 日
東京都板橋区条例第 25 号

改正 平成 12 年 3 月 10 日条例第 1 号 平成 16 年 10 月 25 日条例第 34 号
平成 20 年 10 月 27 日条例第 36 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、板橋区(以下「区」という。)が個人情報を取り扱う場合の基本原則を明確にして、個人情報を適正に管理するとともに、自己に関する個人情報の開示等の諸権利を保障することにより、区民等の基本的人権の擁護と信頼される区政の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもので、文書、図画、写真、フィルム、磁気ディスク、磁気テープその他これらに類する媒体に記録されたものをいう。
- (2) 区民等 実施機関により個人情報が保有されている区民及び区民以外の者をいう。
- (3) 実施機関 区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び議会をいう。
- (4) 事業者 区内に事業所若しくは事務所を有する法人(国、地方公共団体を除く。)その他の団体又は個人及び区内において事業を営む法人(国、地方公共団体を除く。)その他の団体又は個人をいう。
- (5) 指定管理者 [地方自治法\(昭和 22 年法律第 67 号\)第 244 条の 2 第 3 項](#)の規定により、区が指定する法人その他の団体をいう。
- (6) 電子計算組織 与えられた処理手順に従い、事務を自動的に処理する電子計算機器の組織をいう。
- (7) 個人情報電子ファイル 個人情報(実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもの([東京都板橋区情報公開条例\(平成 12 年板橋区条例第 1 号\)第 2 条](#)第 2 号に規定する公文書に記録されているものに限る。第 36 条において「保有個人情報」という。))に限る。以下この号において同じ。)を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算組織を用いて検索できるように体系的に構成したものをいう。
- (8) 制限行為能力者 [民法\(明治 29 年法律第 89 号。以下「法」という。\)](#)第 3 条に規定する未成年者、[法第 8 条](#)に規定する成年被後見人、[法第 11 条の 2](#)に規定する被保佐人(民法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 149 号。以下「改正法」という。))に

よる改正前の法による準禁治産の宣告を受けた者であって、改正法附則第3条第2項の適用を受けない者を含む。)及び[法第15条](#)に規定する被補助人をいう。
一部改正〔平成16年条例34号〕

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、個人情報の取扱いにあたっては、区民等の基本的人権を尊重するとともに、個人情報の保護を図るため必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業の実施にあたって個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の基本的人権を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する区の施策に協力しなければならない。

(区民の責務)

第5条 区民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する区の施策に協力するよう努めなければならない。

(出資法人等の責務)

第6条 区が出資する法人等で区長が指定するものは、区の実施機関に準じた個人情報の保護措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 個人情報の収集及び登録

(適正収集の原則)

第7条 実施機関は、個人に関する情報を収集するときは、個人情報を取り扱う業務の目的を明確にし、その業務の目的の達成に必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段によって本人から直接収集しなければならない。

(本人以外のものからの収集)

第8条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、個人に関する情報を本人以外のものから収集することができる。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法律若しくはこれに基づく命令又は条例若しくは規則(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。
- (3) 当該個人情報が、出版、報道等により既に公にされているとき。
- (4) 所在不明、心神喪失等の事由により、本人から収集することができないとき。
- (5) 人の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認めるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、あらかじめ[東京都板橋区情報公開及び個人情報保護審](#)

議会条例（平成 8 年板橋区条例第 26 号）に基づく東京都板橋区情報公開及び個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて公益又は区民福祉の向上のために特に必要があると認めるとき。

- 2 実施機関は、前項第 5 号及び第 6 号の規定により個人情報を収集したときは、その事実を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて必要がないと認めるときは、この限りでない。

一部改正〔平成 12 年条例 1 号・20 年 36 号〕

（要注意情報の収集禁止）

第 9 条 実施機関は、次に掲げる事項（以下「要注意情報」という。）に係る個人に関する情報を収集してはならない。

- （1） 思想、信条及び宗教に関する事項
- （2） 社会的差別の原因となる事実に関する事項
- （3） 犯罪に関する事項

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、要注意情報に係る個人に関する情報を収集することができる。

- （1） 法令等に定めがあるとき。
- （2） 業務の目的を達成するために欠くことができない場合で、あらかじめ審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

（業務の登録）

第 10 条 実施機関は、個人情報を取り扱う業務については、次の各号に掲げる事項を帳簿に登録しなければならない。

- （1） 業務の名称
- （2） 業務の目的
- （3） 対象となる個人の範囲
- （4） 個人情報記録の項目
- （5） 個人情報保護管理責任者
- （6） 前各号に掲げるもののほか、板橋区規則（以下「規則」という。）で定める事項

- 2 実施機関は、前項の規定により登録した業務を廃止し又は変更したときは、当該登録を抹消し又は修正しなければならない。

- 3 実施機関は、前 2 項の規定により登録し、又は修正したときは、その旨を審議会に報告しなければならない。

- 4 実施機関は、第 1 項に定める帳簿を一般の閲覧に供しなければならない。

第 3 章 個人情報の管理

（適正管理の原則）

第 11 条 実施機関は、個人情報の適正な管理及び安全の保護を図るため、次の各号に掲げる事項について、必要な措置を講じなければならない。

- （1） 個人情報を正確かつ最新なものとする事。

(2) 個人情報の漏えい、紛失、改ざん、破損その他の事故を防止すること。

2 実施機関は、個人情報の保有が必要でなくなったときは、これを速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(個人情報保護管理責任者の設置)

第12条 実施機関は、個人情報の適正な管理及び安全の保護を図るため、個人情報保護管理責任者を置かなければならない。

(委託に係る措置)

第13条 実施機関は、個人情報を取り扱う業務の処理を区の機関以外のものに委託しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くとともに、その委託契約において、個人情報を保護するため必要な措置を講じなければならない。

(指定管理者に係る措置)

第13条の2 実施機関は、指定管理者に公の施設([地方自治法第244条第1項](#)に規定する公の施設をいう。以下同じ。)の管理を行わせようとするときは、個人情報を保護するため必要な措置を講じなければならない。

追加〔平成16年条例34号〕

(受託者等の責務)

第14条 実施機関から個人情報を取り扱う業務の処理を受託したものは、個人情報の漏えい、紛失、改ざん、破損その他の事故を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

2 前項の受託業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。

一部改正〔平成16年条例34号〕

(指定管理者等の責務)

第14条の2 指定管理者は、個人情報の漏えい、紛失、改ざん、破損その他の事故を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者が行う公の施設の管理業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。

追加〔平成16年条例34号〕

第4章 個人情報の利用

(適正利用の原則)

第15条 実施機関は、収集した個人情報を当該個人情報を取り扱う業務の目的に即して適正に利用しなければならない。

(目的外利用及び外部提供)

第16条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、本人の同意を得て、第10条第1項の規定

により登録された業務の目的の範囲を超えて当該登録に係る個人情報を利用すること（以下「目的外利用」という。）及び区の機関以外のものに提供すること（以下「外部提供」という。）ができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、本人の同意を得ないで目的外利用又は外部提供をすることができる。

（１）法令等に定めがあるとき。

（２）人の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認めるとき。

（３）前２号に掲げる場合のほか、あらかじめ審議会の意見を聴いて公益又は区民福祉の向上のために特に必要があると認めるとき。

２ 実施機関は、前項の規定により目的外利用又は外部提供をするときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

３ 実施機関は、第１項第２号及び第３号の規定により目的外利用又は外部提供をしたときは、その事実を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて必要がないと認めるときは、この限りでない。

４ 実施機関は、第１項の規定により目的外利用又は外部提供をしたときは、規則で定める事項を記録し一般の閲覧に供しなければならない。

５ 実施機関は、電子計算組織に記録されている個人情報及び電子計算組織による処理によって作成された個人情報を第１項の規定により目的外利用又は外部提供（同項本文の規定による目的外利用並びに同項第２号の規定による目的外利用及び外部提供を除く。）をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かななければならない。

６ 実施機関は、外部提供をするときは、外部提供を受けるものに対し、個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

一部改正〔平成 16 年条例 34 号〕

第 5 章 電子計算組織による処理

（電子計算組織への記録）

第 17 条 実施機関は、個人情報を電子計算組織に記録しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かななければならない。

２ 実施機関は、要注意情報に係る個人情報を電子計算組織に記録してはならない。ただし、あらかじめ審議会の意見を聴いて電子計算組織による処理が、業務の運営上必要不可欠と認めるときは、この限りでない。

（電子計算組織の結合の制限）

第 18 条 実施機関は、個人情報を処理するため、区の電子計算組織と区以外のものの電子計算組織とを通信回線その他の方法により結合してはならない。ただし、あらかじめ審議会の意見を聴いて公益又は区民福祉の向上のために特に必要な場合で、区民等の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるときは、この限りでない。

２ 実施機関は、前項ただし書の規定により電子計算組織を結合するときは、提供し、又は提供を受ける個人情報の項目を明らかにして、当該項目以外の個人情報を利用できないよ

う、必要な措置を講じなければならない。

一部改正〔平成 16 年条例 34 号〕

第 6 章 自己情報等の開示及び訂正等の請求

全部改正〔平成 20 年条例 36 号〕

(開示の請求)

第 19 条 区民等は、実施機関に対し、その保有する自己に関する個人情報(以下「自己情報」という。)の開示を請求することができる。

2 死亡した区民等の遺族で規則で定める者(以下「遺族」という。)は、実施機関に対し、その保有する当該死亡した区民等に関する個人情報(以下「死者の個人情報」という。)の開示を請求することができる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する自己情報及び死者の個人情報(以下「自己情報等」という。)については、開示しないことができる。

(1) 法令等に定めがあるもの

(2) 個人の評価、診断、判定、指導、相談、推薦及び選考等(以下「評価等」という。)に関するもので、開示することにより、本人の利益を損ない、又は当該評価等に係る実施機関の適正な業務の遂行に著しい支障を生じるおそれがあると認められるもの

(3) 取締り、調査、交渉、照会及び争訟等に関するもので、開示することにより、実施機関の適正な業務の遂行を妨げるおそれがあると認められるもの

(4) 開示することにより、第三者の権利利益を侵害するおそれがあると認められるもの

(5) 遺族による開示請求であって、開示することにより当該死亡した区民等の利益に反すると認められるもの

(6) 国又は他の地方公共団体等から提供された個人情報であって、開示することにより、当該情報を提供したものの適正な業務の遂行に支障を生じるおそれがあると認められるもの

(7) 制限行為能力者の法定代理人等が本人に代わって又は本人のためにした開示の請求に係る個人情報であって、当該個人情報を開示することが、当該制限行為能力者の利益に反すると認められるもの

4 実施機関は、請求に係る自己情報等を開示しないことができる自己情報等とそれ以外の自己情報等とが記録されている場合において、これを容易に、かつ、開示の請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、開示しないことができる自己情報等に係る部分を除いて開示の請求に応じなければならない。

5 実施機関は、第 3 項の規定により開示しないこととした自己情報等であっても、期間の経過により当該自己情報等の開示を拒む理由がなくなった後に新たに開示の請求があったときは、当該請求に応じなければならない。

一部改正〔平成 16 年条例 34 号・20 年 36 号〕

(自己情報等の存否に関する情報)

第 19 条の 2 前条及び次条から第 22 条までの規定による請求に対し、当該請求に係る自己情報等が存在しているか否かを答えるだけで、非開示とすべき情報を開示することとなる

ときは、実施機関は、当該自己情報等の存否を明らかにしないで、当該請求を拒否することができる。

追加〔平成 16 年条例 34 号〕、一部改正〔平成 20 年条例 36 号〕

（訂正の請求）

第 20 条 区民等又は遺族は、実施機関に対し、自己情報等の事実に関する部分に誤りがあると認めるときは、当該自己情報等の訂正を請求することができる。

一部改正〔平成 20 年条例 36 号〕

（削除の請求）

第 21 条 区民等又は遺族は、実施機関に対し、自己情報等が第 7 条、第 8 条第 1 項又は第 9 条の規定に違反して収集されたと認めるときは、当該自己情報等の削除を請求することができる。

2 区民等又は遺族は、実施機関に対し、自己情報等が第 17 条の規定に違反して電子計算組織に記録されたと認めるときは、当該自己情報等の削除を請求することができる。

一部改正〔平成 20 年条例 36 号〕

（利用の中止の請求）

第 22 条 区民等又は遺族は、実施機関に対し、自己情報等が第 16 条第 1 項又は第 5 項の規定に違反して目的外利用又は外部提供をされたと認めるときは、当該自己情報等の目的外利用又は外部提供の中止（以下「利用の中止」という。）を請求することができる。

一部改正〔平成 20 年条例 36 号〕

（請求の方法）

第 23 条 第 19 条第 1 項及び第 2 項の規定による開示の請求、第 20 条の規定による訂正の請求、第 21 条の規定による削除の請求又は前条の規定による利用の中止の請求をしようとする者は、実施機関に対し、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- （1） 請求しようとする者の氏名及び住所
- （2） 請求に係る自己情報等を特定するために必要な事項
- （3） 請求の趣旨
- （4） 前 3 号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定により自己情報等の開示、訂正、削除及び利用の中止（以下「開示等」という。）の請求をしようとする者は、実施機関に対し、当該請求に係る自己情報等の本人又は遺族であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。

一部改正〔平成 20 年条例 36 号〕

（請求に対する決定等）

第 24 条 実施機関は、前条の規定による請求があったときは、当該請求書を受領した日から起算して、開示の請求にあっては 15 日以内に、その他の請求にあっては 20 日以内に、当

該請求の全部又は一部に応じるときはその旨の、当該請求に応じないとき、第 19 条の 2 の規定により請求を拒否するとき及び請求に係る自己情報等が存在しないときは応じない旨の決定（以下「可否の決定」という。）をし、その旨を書面により速やかに当該請求を行った者（以下「請求者」という。）に通知しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により可否の決定（請求の全部に応じる場合を除く。）をしたときは、その理由を併せて請求者に通知しなければならない。

3 実施機関は、やむを得ない理由により、第 1 項に規定する期間内に可否の決定をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、当該請求書を受理した日から起算して 60 日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し当該延長の理由及び可否の決定をする期日を書面により速やかに通知しなければならない。

一部改正〔平成 20 年条例 36 号〕

（決定後の手続）

第 25 条 実施機関は、前条第 1 項の規定により自己情報等の開示等の請求に応じる決定をしたときは、速やかに当該請求に応じなければならない。

2 実施機関は、前条第 1 項の規定により自己情報等の訂正、削除又は利用の中止に応じる決定をしたときは、その旨を外部提供を受けているものに通知する等必要な措置を講じなければならない。

一部改正〔平成 20 年条例 36 号〕

（開示の方法）

第 26 条 実施機関は、前条第 1 項の規定により自己情報等を開示するときは、記録媒体の種類、性質及び状態に応じて閲覧、視聴又は写しの交付のいずれかの方法により行うものとする。

一部改正〔平成 20 年条例 36 号〕

第 7 章 救済の手続

（苦情の申出）

第 27 条 区民等又は遺族は、実施機関に対し、個人情報の取扱いについての苦情を申し出ることができる。

2 実施機関は、前項の規定による苦情の申出を受けたときは、速やかに調査し適切な措置を講じなければならない。

一部改正〔平成 20 年条例 36 号〕

（不服申立て）

第 28 条 請求者は、区長以外の実施機関の行った第 24 条第 1 項の処分について不服があるときは、区長に対して審査請求をすることができる。

2 区長は、異議申立て又は前項の規定による審査請求があったときは、速やかに東京都板橋区情報公開及び個人情報保護審査会条例（平成 8 年板橋区条例第 27 号）に基づく東京都

板橋区情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、その意見を尊重して当該不服申立てに対して決定又は裁決をしなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、審査会に諮問しないことができる。

（１）不服申立てが明らかに不適法であることを理由として却下するとき。

（２）不服申立てに係る処分を取り消すとき。

一部改正〔平成 12 年条例 1 号〕

第 8 章 事業者に対する指導及び勧告等

（事業者に対する指導、勧告と事実の公表）

第 29 条 区長は、事業者が個人情報の保護を図るために適切な措置を講ずることができるよう、必要な指導及び助言を行うものとする。

2 区長は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

3 区長は、事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、審議会の意見を聴いて、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

4 区長は、事業者が第 2 項の規定による説明若しくは資料の提出を正当な理由なく拒んだとき、又は前項の規定による勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。

5 区長は、前項の規定により事実を公表しようとするときは、あらかじめ当該事業者に弁明の機会を与えるとともに、審議会の意見を聴かななければならない。

第 9 章 雑則

（費用負担）

第 30 条 この条例の規定による自己情報等の開示等に要する費用は、無料とする。

2 第 26 条の規定による写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

一部改正〔平成 20 年条例 36 号〕

（他の法令等との調整等）

第 31 条 この条例は、他の法令等の規定により、自己情報等の開示等の請求その他これらに類する請求に係る手続が定められている場合については、適用しない。

2 この条例は、実施機関が一般の利用に供することを目的として、図書館等で管理している個人情報が記録されている図書及び図画等については適用しない。

一部改正〔平成 20 年条例 36 号〕

（国等への要請）

第 32 条 区長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体等に対し、適切な措置を講ずるよう要請するものとする。

（実施状況の公表）

第 33 条 区長は、毎年 1 回、この条例の実施状況をとりまとめ、公表するものとする。

(委任)

第 34 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 10 章 罰則

追加〔平成 16 年条例 34 号〕

第 35 条 実施機関の職員若しくは職員であった者、第 14 条第 2 項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者が行う公の施設の管理業務に従事している者若しくは従事していた者(以下「職員等」という。)が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報電子ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。
追加〔平成 16 年条例 34 号〕

第 36 条 職員等が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

追加〔平成 16 年条例 34 号〕

第 37 条 実施機関の職員が、その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

追加〔平成 16 年条例 34 号〕

第 38 条 偽りその他不正な手段により、第 24 条第 1 項の規定による決定に基づく個人情報の閲覧をし、視聴をし、又は写しの交付を受けた者は、5 万円以下の過料に処する。

追加〔平成 16 年条例 34 号〕

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(実施のための準備)

2 この条例の規定による個人情報保護制度の円滑な実施を確保するため、実施機関は、この条例の施行前においても、個人情報を取り扱う業務の登録、この条例の規定により審議会の意見を聴くこととされている事項についての諮問その他の必要な準備を行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、実施機関が既に行った、又は現に行っている個人情報の収集、保管及び利用並びに電子計算組織による処理については、この条例の規定により行った個人情報の収集、保管及び利用並びに電子計算組織による処理とみなす。

(東京都板橋区電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例の廃止)

4 東京都板橋区電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例(昭和60年板橋区条例第1号。以下「電算条例」という。)は、廃止する。

(電算条例の廃止に伴う経過措置)

5 この条例の施行の際、この条例による廃止前の電算条例第10条又は第11条の規定によって、行われた個人情報の開示、訂正又は削除の申出で、当該申出について決定をしていないものは、この条例の規定により行われた開示、訂正又は削除の請求とみなす。

付 則(平成12年3月10日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成16年10月25日条例第34号)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都板橋区個人情報保護条例第19条第2項及び第19条の2の規定は、この条例の施行の日以後に受理する開示の請求について適用し、同日前に受理した開示の請求については、なお従前の例による。

付 則(平成20年10月27日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

いたばしボランティア基金条例

平成 12 年 3 月 10 日
東京都板橋区条例第 11 号

(設置)

第 1 条 区民とともにボランティア活動を推進し、もって区民の福祉の向上に資するため、いたばしボランティア基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、前条の設置目的のための寄付金をもって充てる。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、東京都板橋区一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(運用益金の活用)

第 5 条 前条の規定により基金に繰り入れた収益の額に相当する額の全部又は一部は、ボランティア活動の推進のための経費に充てるため処分することができる。

(繰替運用)

第 6 条 区長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 7 条 区長は、第 5 条に定める場合のほか、第 1 条の目的のため必要があるときは、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

この条例は、平成 12 年 3 月 31 日から施行する。

東京都板橋区情報公開条例

平成 12 年 3 月 10 日
東京都板橋区条例第 1 号

改正 平成 20 年 10 月 27 日条例第 35 号

東京都板橋区公文書公開条例（昭和 59 年板橋区条例第 40 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、区民の知る権利を尊重し、区民の公文書の公開を求める権利を保障するとともに、公文書の公開手続等に関し必要な事項を定めることにより、区が区政に関し区民に説明する責務を全うし、区民の区政への参加を促進し、一層公正で開かれた区政の実現を図り、もって区民と区政との信頼関係を深め、地方自治の本旨に即した区政を推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び議会をいう。
- (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
 - イ 板橋区立の公文書館、美術館、郷土資料館その他これらに類する施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

（この条例の解釈及び運用）

第 3 条 実施機関は、区政に関し区民に説明する責務を十分に果たすようこの条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることがないように最大限の配慮をしなければならない。

（適正使用）

第 4 条 この条例の規定により公文書の公開を受けたものは、それによって得た情報を適正に使用しなければならない。

（公文書の公開を請求できるもの）

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対して公文書の公開を請求することができる。

(公開義務)

第6条 実施機関は、公開請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 法令又は条例の規定により、公にすることができないとされている情報
- (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で特定の個人が識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員([国家公務員法\(昭和22年法律第120号\)第2条第1項](#)に規定する国家公務員及び [地方公務員法\(昭和25年法律第261号\)第2条](#)に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務執行の内容に係る部分
- (3) 法人(国及び地方公共団体を除く。)その他の団体(以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人に不利益を与えることが明らかなもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法人等又は個人の事業活動によって生ずる危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要と認められる情報
 - イ 法人等又は個人の違法又は不当な事業活動によって生ずる障害から消費生活その他区民の生活を保護するため、公にすることが必要と認められる情報
 - ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、公にすることが公益上特に必要と認められるもの
- (4) 行政上の義務に違反する行為の取締りその他公共の安全と秩序の維持に関する情報であって、公にすることにより、支障が生ずるおそれのあるもの
- (5) 実施機関並びに国及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に区民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 実施機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は

当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な執行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

- 2 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報とそれ以外の部分とを容易に、かつ、公文書の公開を求めるものの請求の趣旨を失わない程度に合理的に分離できるときは、当該非公開情報に係る以外の部分を公開しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項各号のいずれかに該当する情報が記録された公文書で非公開を決定したものであっても、期間の経過により当該公文書を非公開とする理由がなくなったときは、当該公文書を公開しなければならない。

(公益上の理由による裁量的公開)

第7条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報(第6条第1項第1号に該当する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第8条 公文書の公開請求に対し、当該請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公文書の公開の請求手続)

第9条 公文書の公開の請求をしようとするもの(以下「請求者」という。)は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書(以下「公開請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 請求者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 公開を請求しようとする公文書を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、板橋区規則で定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の公開の請求に対する決定等)

第10条 実施機関は、前条の規定により公文書の公開の請求があつたときは、当該請求があつた日から起算して15日以内に、当該請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときはその旨の、当該請求に係る公文書の全部を公開しないとき、第8条の規定により公文書の公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書が存在しないときは公開しない旨の決定(以下「公開決定等」という。)を行わなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項の期間内に公開決定等を行うことができないときは、当該請求があった日から起算して30日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、延長する旨、延長する期間及び延長する理由を請求者に通知しなければならない。
- 3 実施機関は、公開決定等を行ったときは、速やかに請求者に対し、書面により通知しなければならない。
- 4 前項の場合において、公開決定等（全部を公開する決定を除く。）をしたときは、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、非公開情報が期間の経過により第6条第1項各号に規定する公文書を非公開とすべき情報に該当しなくなることが明らかであるときは、その該当しなくなる時期を明らかにしなければならない。
一部改正〔平成20年条例35号〕

（公文書の公開の実施及び方法）

- 第11条 実施機関は、前条第1項の規定により、公開の請求に係る公文書を公開する決定をしたときは、速やかに、当該公文書を公開しなければならない。
- 2 公文書の公開は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴又は写しの交付（マイクロフィルムに限る。）により、電磁的記録については、視聴、閲覧、写しの交付等（ビデオテープ及び録音テープにあっては視聴に限る。）でその種別、情報化の進展状況等を勘案して板橋区規則で定める方法により行う。
 - 3 公開請求に係る公文書を公開することにより、当該公文書を汚損し又は破損するおそれがあると認めるとき、その他相当の理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該公文書の公開に代えて、当該公文書を複写したものを公開することができる。

（第三者保護に関する手続）

- 第12条 公開請求に係る公文書に区以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は公開決定等に先立ち、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
 - （1） 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第6条第1項第2号イ又は同項第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
 - （2） 第三者に関する情報が記録されている公文書を第7条の規定により公開しようとするとき。
 - 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合

において、実施機関は公開決定後直ちに、当該意見書（第 14 条及び第 15 条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

（費用負担）

第 13 条 この条例の規定による公文書の閲覧については、無料とする。ただし、実施機関が行う許可、認可、確認その他これに類する行為又は実施機関に対して行う事業所開設等の届出等（以下「許可等」という。）に関して調製し、又は保管する公文書のうち、板橋区規則で定めるものについて、その全部又は一部を公開する場合は、事務手数料を徴収するものとする。

2 前項の規定により徴収する事務手数料の額は、板橋区規則で定める許可等 1 件につき 300 円とする。

3 第 1 項ただし書の規定による公文書公開請求が、次の各号のいずれかに該当する場合には、請求者の申請により、前項に定める手数料を免除することができる。

- （1）許可等の当事者からの請求であるとき。
- （2）許可等の利害関係者からの請求で、営利目的でないとき。
- （3）公共又は公益目的の請求であるとき。
- （4）[東京都板橋区手数料条例（平成 12 年条例第 10 号）第 5 条](#)に規定する事由に該当する請求であるとき。

4 この条例の規定により公文書の写しの交付を行う場合における当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

一部改正〔平成 20 年条例 35 号〕

（不服申立て）

第 14 条 請求者又は第 12 条の第三者は、区長以外の実施機関の行った公開決定等について不服があるときは、区長に対して審査請求をすることができる。

2 区長は、異議申立て又は前項の規定による審査請求があったときは、次の各号に掲げる場合を除き速やかに東京都板橋区情報公開及び個人情報保護審査会条例（平成 8 年板橋区条例第 27 号）に基づく東京都板橋区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問し、その意見を尊重して当該不服申立てについての決定又は裁決をしなければならない。

- （1）不服申立てが明らかに不適法であることを理由として却下する場合
- （2）不服申立てに係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第 16 条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を公開する場合（当該公開決定等について第三者から反対意見書が提出されているときを除く。）

（諮問した旨の通知）

第 15 条 区長は、前条の規定により諮問した場合は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- （1）不服申立人及び参加人

- (2) 公開請求者（公開請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該不服申立てに係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第16条 第12条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決
- (2) 不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の決定又は裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

（他の制度との調整等）

第17条 この条例は、他の法令の規定により、公文書の閲覧若しくは縦覧又は公文書の謄本、抄本その他の写しの交付の手続きが定められている場合においては、適用しない。

2 この条例は、板橋区立の図書館その他図書等を一般の利用に供する施設において、閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とした公文書については、適用しない。

（公文書の検索資料の作成等）

第18条 実施機関は、公文書を検索するために必要な資料を作成し、閲覧に供しなければならない。

（情報の公表及び提供）

第19条 実施機関は、この条例による公文書の公開を行うほか、区民が必要とする情報を的確に把握するとともに、当該情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

2 実施機関は、区の総合的な計画の報告書等、板橋区規則で定めるものについて、その公表に努めなければならない。

（実施状況の公表）

第20条 区長は、毎年1回各実施機関の公文書の公開の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

（出資法人等の情報公開）

第21条 区が出資する法人等で実施機関が定めるもの（以下「出資法人等」という。）は、この条例の趣旨にのっとり情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人等に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう、指導に努めるものとする。

（委任）

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、板橋区規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の東京都板橋区公文書公開条例（以下「旧条例」という。）第 7 条の規定により、現にされている公文書の公開の請求は、この条例第 9 条第 1 項の規定による公開請求とみなす。

3 この条例の施行の際、旧条例第 11 条の規定により現にされている不服申立てで、決定又は裁決を行っていないものについては、この条例第 14 条の規定に基づく不服申立てとみなす。

4 前 2 項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続きその他の行為は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、この条例の相当規定によってしたものとみなす。

(東京都板橋区個人情報保護条例の一部改正)

5 [東京都板橋区個人情報保護条例](#)（平成 8 年板橋区条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項第 6 号中「東京都板橋区公文書公開及び個人情報保護審議会条例」を「[東京都板橋区情報公開及び個人情報保護審議会条例](#)」に、「東京都板橋区公文書公開及び個人情報保護審議会」を「東京都板橋区情報公開及び個人情報保護審議会」に改める。

第 28 条第 2 項中「東京都板橋区公文書公開及び個人情報保護審査会条例」を「[東京都板橋区情報公開及び個人情報保護審査会条例](#)」に、「東京都板橋区公文書公開及び個人情報保護審査会」を「東京都板橋区情報公開及び個人情報保護審査会」に改める。

(東京都板橋区公文書公開及び個人情報保護審議会条例の一部改正)

6 東京都板橋区公文書公開及び個人情報保護審議会条例（平成 8 年板橋区条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

[東京都板橋区情報公開及び個人情報保護審議会条例](#)

第 1 条中「東京都板橋区公文書公開条例（昭和 59 年板橋区条例第 40 号）」を「東京都板橋区情報公開条例（平成 12 年板橋区条例第 1 号）」に、「公文書公開制度」を「情報公開制度」に、「東京都板橋区公文書公開及び個人情報保護審議会」を「東京都板橋区情報公開及び個人情報保護審議会」に改める。

第 2 条第 1 項第 2 号及び第 2 項中「公文書公開制度」を「情報公開制度」に改める。

(東京都板橋区公文書公開及び個人情報保護審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

7 前項の規定による改正前の東京都板橋区公文書公開及び個人情報保護審議会条例第 1 条に規定する東京都板橋区公文書公開及び個人情報保護審議会及びその委員は、前項の規定による改正後の東京都板橋区情報公開及び個人情報保護審議会条例第 1 条に規定する東京都板橋区情報公開及び個人情報保護審議会及びその委員となり、同一性をもって存続するものとする。

(東京都板橋区公文書公開及び個人情報保護審査会条例の一部改正)

8 東京都板橋区公文書公開及び個人情報保護審査会条例（平成 8 年板橋区条例第 27 号）の

一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東京都板橋区情報公開及び個人情報保護審査会条例

第1条中「東京都板橋区公文書公開条例(昭和59年板橋区条例第40号)」を「東京都板橋区情報公開条例(平成12年板橋区条例第1号)」に、「東京都板橋区公文書公開及び個人情報保護審査会」を「東京都板橋区情報公開及び個人情報保護審査会」に改める。

第2条中「公文書公開制度」を「情報公開制度」に改める。

(東京都板橋区公文書公開及び個人情報保護審査会条例の一部改正に伴う経過措置)

- 9 前項の規定による改正前の東京都板橋区公文書公開及び個人情報保護審査会条例第1条に規定する東京都板橋区公文書公開及び個人情報保護審査会及びその委員は、前項の規定による改正後の東京都板橋区情報公開及び個人情報保護審査会条例第1条に規定する東京都板橋区 情報公開及び個人情報保護審査会及びその委員となり、同一性をもって存続するものとする。

付 則(平成20年10月27日条例第35号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第10条の改正規定は、公布の日から施行する。

東京都板橋区行政評価規程

平成 13 年 10 月 16 日
東京都板橋区訓令第 13 号

(目的)

第 1 条 この規程は、行政評価を実施するために必要な事項を定めることにより、行政サービスの質の向上を図るとともに、区民の行政参加を促進することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政評価 区長の権限に属する施策及び事務事業について、その効果等を分析し、検証を行うことをいう。
- (2) 施策 特定の行政課題に対応するために立案された基本的な方針である政策を実現するための具体的な方策をいう。
- (3) 事務事業 施策を実現するために行う個々の行政活動としての事務及び事業をいう。

(行政評価の対象)

第 3 条 行政評価の対象は、[東京都板橋区組織規則\(昭和 46 年板橋区規則第 5 号\)第 7 条](#)に規定する課及び室(危機管理室を除く。)、[東京都板橋区会計管理者の権限に属する事務を処理する組織等に関する規則\(昭和 40 年板橋区規則第 2 号\)第 2 条](#)に規定する会計管理室、保健所、支所、福祉事務所、おとしより保健福祉センター、健康福祉センター、子ども家庭支援センター、エコポリスセンター並びに清掃事務所(以下「課等」という。)の所管に属する施策及び事務事業とする。ただし、事務事業については、毎年度評価対象とすべきものを選定して行う。

一部改正〔平成 15 年訓令 2 号・16 年 4 号・18 年 4 号・19 年 1 号・20 年 5 号〕

(行政評価の実施)

第 4 条 対象となる施策及び事務事業を所管する課等の長(保健所にあつては各課長。以下「課長等」という。)は、当該施策及び事務事業の効果等を分析し、検証することにより、評価を行う。

- 2 区長は、前項の評価の結果及び第 9 条に規定する第三者による評価の結果を踏まえて、行政評価を行う。

一部改正〔平成 19 年訓令 1 号〕

(課長等への通知)

第 5 条 区長は、行政評価を実施するときは、事前に当該行政評価に係る課長等に、文書により通知するものとする。

(協力義務)

第6条 行政評価を受ける課等の関係職員は、行政評価の事務に従事する職員に協力し、その執行の円滑化を図らなければならない。

(施策及び事務事業の見直し)

第7条 課長等は、行政評価の結果を踏まえて、施策及び事務事業の見直しを行わなければならない。

(見直し状況の調査)

第8条 区長は、必要に応じて各課等における見直しの状況について調査を行うものとする。

(板橋区行政評価委員会の設置)

第9条 区長は、行政評価を行うに際し、評価の客観性、公正性を確保するため、第三者評価機関として板橋区行政評価委員会を設置する。

(区民への公表)

第10条 区長は、行政評価の対象となった施策及び事務事業について、評価終了後その結果を区民に公表しなければならない。

(行政委員会等への措置)

第11条 教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び農業委員会事務局については、区長の権限の範囲内で、この規程の定めるところに準じて行政評価、施策及び事務事業の見直し並びに見直し状況の調査等を実施するものとする。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、政策経営部長が定める。
一部改正〔平成15年訓令第2号〕

付 則

1 この規程は、平成13年10月16日から施行する。

2 東京都板橋区行政考査規程(昭和42年板橋区訓令第14号)は、廃止する。

付 則(平成15年3月31日訓令第2号抄)

1 この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

付 則(平成16年3月30日訓令第4号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

付 則(平成18年3月31日訓令第4号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成19年3月30日訓令第1号抄)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成20年3月31日訓令第5号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

付属機関等の会議の公開に関する基準

第1 目的

この基準は、付属機関等の会議について、会議を公開することにより一層透明かつ公正な運営を期するとともに、区民の区政への参加を促進することを目的とする。

第2 対象とする会議

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律または条例により設置された執行機関の付属機関並びに検討会、委員会、懇談会その他名称の如何を問わず区民及び学識経験者等が参加して審議、検討又は調査等を行う機関（以下「付属機関等」という。）とする。

第3 会議の公開

付属機関等の会議は、公開とする。ただし、会議の内容が法令、条例又は規則等により非公開とされている場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

- (1) 会議において、板橋区情報公開条例（平成12年板橋区条例第1号）第6条第1項各号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う場合
- (2) 会議において、審査、補償、認定又は争訟の審議を行う場合
- (3) 会議を公開することにより、各委員の率直な発言と意見交換に支障をきたすなど、当該会議の公正かつ円滑な審議が阻害され、会議の目的が達成されなくなるおそれがある場合

第4 非公開の決定

付属機関等の会議を非公開とするかどうかの決定は、法令、条例又は規則等の定めによるほか、当該付属機関等の長が決定する。この場合において、付属機関等の長は、必要があると認めるときは、当該付属機関等の委員の意見を聴くことができる。

第5 公開の方法

付属機関等の会議の公開は、会議の傍聴、会議の記録及び会議資料の閲覧の機会を提供することにより行う。

第6 会議公開の手順等

付属機関等の会議の公開及び傍聴は、次により行うものとする。

(1) 会議開催の周知

付属機関等の庶務を行う課の長（以下「主管課長」という。）は、会議を開催するに当たっては、次に掲げる事項を原則として開催日の2週間前までにホームページ、広報いたばし等で周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りではない。

会議の名称

開催日時

開催場所

議題

傍聴を認める者の定員及び傍聴手続

問い合わせ先

(2) 傍聴の申込手続

ア 付属機関等の会議を傍聴しようとする者は、会議開催案内により公表された手続に従い、当該付属機関等の長に対して傍聴の申込みを行い、承認を得なければならない。

イ 当該会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という）の定員は原則として5人以上とし、会場の規模等に応じて、会議ごとに付属機関等の長が定めるものとする。なお、傍聴者が多数になることが予測される場合は、できる限り多くの傍聴席を確保できるよう会場の選定には配慮するものとする。

ウ 傍聴をしようとする者が定員を超えるときは、先着順により決定するものとする。ただし、当該付属機関等の長が必要と認めるときは、抽選により傍聴者を決定することができるものとする。

エ 傍聴者が定員に満たないなど、傍聴席に余裕がある場合は、当日の傍聴の申込みを受け付けることができるものとする。

(3) 傍聴者の義務

傍聴者は、次に掲げる事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

他人に危害を加えるおそれのある物を携帯しないこと。

ゼッケン、たすき等を着用したり、ビラ、プラカード、旗の類を持ち込まないこと。

酒気を帯びていないこと。

会議中にみだりに席を離れないこと。

発言し、又は拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。

騒ぎ立てる等、会議の妨害をしないこと。

飲食および喫煙をしないこと。

携帯電話等を使用しないこと。

許可無く写真撮影、録画、録音等をしないこと。

その他会議の支障となる行為をしないこと。

第7 傍聴者への会議資料の配付

(1) 付属機関等の長は、会議を開催するときは、会議資料を傍聴者の閲覧に供するものとする。ただし、会議資料に板橋区情報公開条例第6条第1項各号に規定される非公開情報が含まれる場合は、この限りではない。

(2) 主管課長は、会議資料の写しの作成が可能である場合は、作成、送付に要する費用を傍聴者の負担として、交付することができるものとする。なお、複写に要する費用は、「区民の電子複写機等利用に伴う取扱要綱」（平成2年11月1日区長決定）に定める利用料金を適用する。

第8 会議録の作成

- (1) 主管課長は、当該会議の公開、非公開とにかかわらず、会議の終了後速やかに会議録を作成するものとする。
- (2) 会議録には、次の事項を記載する。
 - ア 会議の名称
 - イ 開催日時
 - ウ 開催場所
 - エ 議題
 - オ 出席者（出席委員、区側出席者、事務局職員）
 - カ 会議の傍聴の可否
 - キ 傍聴者数
 - ク 配付資料（事前・当日の配付資料名を記載する。）
 - ケ 会議概要
 - コ 所管課名
- (3) 会議録は、会議の概要又は発言内容を記録するものとし、会議の経過及びその結果の要点が分かるよう記載するものとする。（別紙：記載例参照）
- (4) 主管課長は、議事録に記載する事項に非公開事項が含まれる場合は、当該事項を除いた会議録を作成する。

第9 会議録の公表

主管課長は、作成した議事録が確定した後、「板橋区情報公表の推進に関する事務処理手続」（平成12年6月8日区長決裁）により会議録等を公表する。

付 則

この基準は、平成15年3月31日から施行する。

東京都板橋区区民参加推進規程

平成 15 年 9 月 25 日

東京都板橋区訓令第 31 号

改正 平成 16 年 3 月 30 日訓令第 4 号 平成 18 年 3 月 31 日訓令第 5 号
平成 19 年 3 月 30 日訓令第 1 号 平成 20 年 3 月 31 日訓令第 6 号

(目的)

第 1 条 この規程は、区が実施する行政活動への区民参加に関し、区が取り組むべき基本的な事項を定めることにより、区民との協働による地域社会の発展に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民 区内に在住、在勤又は在学する者並びに区内に事務所若しくは事業所を有し、又は区内で活動する個人及び法人その他の団体をいう。
- (2) 区民参加 区民が、区の実施する行政活動に、立案、実施、評価等の各段階に積極的に関わり、提案又は意見の提出を行うほか、事業へ参加することをいう。
- (3) 協働 区民及び区が相互の立場や特性を認め、共通する課題の解決又は社会目的の達成に向け、共に取り組み、サービスを提供する等協力していくことをいう。
- (4) 付属機関等 [地方自治法\(昭和 22 年法律第 67 号\)第 138 条の 4 第 3 項](#)に規定する執行機関の付属機関並びに検討会、委員会、懇談会その他名称の如何を問わず区民、学識経験者等が参加して審議、検討、調査等を行うため設置されたものをいう。

(責務)

第 3 条 区は、区民の経験、提案及び意見を区政に反映し、地域の課題を協働して解決していくため、区政に関する情報の公開及び提供に努めるとともに、多様な方法による区民参加の機会の提供に努めなければならない。

(計画等の案の公表及び意見の考慮)

第 4 条 区は、次に掲げる計画等の策定等(計画、指針、施策等の策定及び重要な改定並びに条例の制定、廃止及び重要な改正の立案をいう。以下同じ。)に当たっては、広く区民に計画等の趣旨、内容その他必要な事項(以下「計画等の案」という。)を公表し、それに対して提出された意見を考慮して意思決定を行わなければならない。

- (1) 区の総合的な計画又は指針
- (2) 区の行政各分野における施策の基本方針又は基本的な事項を定める計画
- (3) 区政経営に係る基本的な方針を定めることを目的とする条例
- (4) その他区長が必要と認める重要な施策等

2 前項の規定にかかわらず、区は、計画等の策定等が迅速性又は緊急性を要する場合その他合理的な理由がある場合は、計画等の案の公表及びそれに対して提出された意見の考慮

を行わずに意思決定をすることができる。この場合において、区は、意思決定後速やかに区民に対し、決定内容の説明を行うこととする。

(意見等の公表)

第5条 区は、前条第1項の規定に基づき提出された意見の概要及び提出された意見に対する区の見方を公表しなければならない。この場合において、計画等の案を修正したときは、当該修正内容を併せて公表しなければならない。

(計画等の案等の公表方法)

第6条 区は、計画等の案及び前条の規定による意見等の公表に当たっては、これらの内容を計画等を所管する課(東京都板橋区組織規則(昭和46年板橋区規則第5号)第7条に規定する課及び室(危機管理室を除く。)、[東京都板橋区会計管理者の権限に属する事務を処理する組織等に関する規則\(昭和40年板橋区規則第2号\)第2条](#)に規定する会計管理室、保健所、支所、福祉事務所、おとしより保健福祉センター、健康福祉センター、子ども家庭支援センター、エコポリスセンター並びに清掃事務所をいう。)及び区政情報課に備え付け、かつ、区のホームページに掲載するとともに、その概要を広報に掲載するほか、当該内容の公表に適した手法を広く活用するものとする。

一部改正〔平成16年訓令4号・18年5号・19年1号・20年6号〕

(付属機関等の会議の公開)

第7条 付属機関等の会議は、別に法令又は条例若しくは規則で定める場合を除くほか、原則として公開とする。ただし、会議の内容が[東京都板橋区情報公開条例\(平成12年条例第1号\)第6条第1項](#)各号のいずれかに該当する事項について審議等する場合又は公開することが著しく不相当と認められる場合は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

2 会議の公開は、会議の傍聴並びに会議録及び会議資料の閲覧機会の提供により行う。

3 会議の傍聴に当たっては、会議日程の事前公開、傍聴者の会議資料の閲覧等、傍聴者の便宜を図るよう努めるものとする。

(公募委員の登用)

第8条 区は、別に法令又は条例若しくは規則で定める場合を除くほか、付属機関等の公募委員の登用に努めなければならない。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成15年10月1日から施行する。

(検討)

2 この訓令に抵触する訓令、要綱その他区長が定める規程については、この訓令の令達後1年を経過するまでの間に検討し、この訓令の趣旨を踏まえた見直しを行うものとする。

(東京都板橋区処務規程の一部改正)

3 [東京都板橋区処務規程](#) (昭和44年板橋区訓令甲第2号) を次のように改正する。

目次中

「 第6章 行政評価(第19条) 」

を

「 第6章 行政評価(第19条)
第6章の2 区民参加(第19条の2) 」

に改める。

第6章の次に次の1章を加える。

第6章の2 区民参加

(区民参加)

第19条の2 区民参加に関しては別に定める。

付 則(平成16年3月30日訓令第4号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

付 則(平成18年3月31日訓令第5号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成19年3月30日訓令第1号抄)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成20年3月31日訓令第6号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

パブリックコメント制度の概要

パブリックコメント制度とは

[区民参加推規程](#)に基づき、区の基本方針を定める条例の制定・改廃や区の総合的な計画の策定・改定などを行う際に、事前に条例や計画などの案を公表し、期間を定めて区民のみなさんからご意見をいただき、いただいたご意見を十分考慮して、最終的な意思決定を行う制度です。また、寄せられたご意見と、それに対する区の考え方を公表します。

これにより、区政への区民参加を図り、区民との協働による開かれた区政を推進していきます。

制度の対象となる計画等

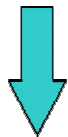
- 1 区の総合的な計画または指針の策定及び重要な改定
- 2 区の行政各分野における施策の基本方針または基本的な事項を定める計画の策定及び重要な改定
- 3 区政経営に係る基本的な方針を定めることを目的とする条例の制定、廃止及び重要な改正の立案

意見を提出できる方

- ・区内に在住、在勤、在学する方
- ・区内に事務所または事業所を有する個人、法人、各種団体
- ・区内で活動する個人、法人、各種団体

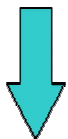
制度の流れ

計画等の案の公表



《公表資料》 計画等の趣旨、内容、関連資料
《公表方法》 所管課窓口、区政資料室に備付
区ホームページ、「広報いたばし」に掲載

区民からの意見の提出



《募集期間》 計画等の案の公表の日から14日間以上の期間(案件ごとに設定)
《提出方法》 所管課あてに、窓口へ持参、郵便、ファクシミリ、電子メール
その際、住所・氏名、法人・各種団体は所在地・名称・代表者氏名(在勤・在学者は勤務先・通学先の所在地・名称、区内で活動する個人等は活動内容も)を記載していただきます。(公表はしません。)

提出された意見を考慮



区民のみなさんから寄せられたご意見を考慮し、最終的な意思決定を行います。

意見等の公表

- 《公表内容》 寄せられたご意見の概要、それに対する区の考え方、計画等の案を修正した場合はその内容（住所・氏名等は公表しません。）
- 《公表方法》 計画等の案の公表時と同じです。

付属機関等の設置及び運営に関する要綱

(平成16年6月1日 区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、公正で透明性のある民主的な区政を推進するため、付属機関等の設置及び運営について、準拠すべき基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「付属機関等」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する付属機関(以下「法に定める付属機関」という。)並びに検討会、委員会、懇談会その他名称の如何を問わず区民及び学識経験者等が参加して審議、検討又は調査等を行うことを目的として、区が要綱等で設置した機関をいう。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

- (1) 区職員又は区立学校教職員のみを構成員とする機関
- (2) 付属機関等の内部に設置される分科会又は部会等の組織

(付属機関等の設置及び運営)

第3条 付属機関等の設置及び運営にあたっては、区政の簡素化及び効率化並びに行政責任の明確化の観点から、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 付属機関等の設置は、専門的知識の導入、公正の確保、利害の調整又は区民からの意見聴取が特に必要な場合で、他に代替手段がなく、真に必要な場合に限ること。
- (2) 付属機関等を設置するときは、類似又は関連する既存の付属機関等の有効活用を検討し、安易に設置しないこと。
- (3) 類似の付属機関等の設置を防ぐとともに広い視野から議論できるよう、付属機関等の所掌事務はできる限り広範囲なものとし、運営にあたっては必要に応じて分科会又は部会等を設置し、弾力的かつ機能的な運営を図ること。
- (4) 委員間の活発な議論が行われるよう、付属機関等の委員定数は15名以内とする。ただし、法律等に定めのある場合又は付属機関等の設置目的に合致しない場合を除く。
- (5) 付属機関等の設置目的が臨時的なものについては、設置期限を明示すること。
- (6) 要綱等で設置される機関の名称には、法に定める付属機関と紛らわしい表現をできる限り用いないこと。

(付属機関等の委員)

第4条 付属機関等の委員を委嘱するときは、区民の多様な意見を反映し、区政の透明性を確保するため、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 広く各界各層の中から、幅広い年齢層の適切な人材に委員を委嘱すること。
- (2) 各種団体に委員の推薦を依頼するときは、団体の長に限らず、適任者を推薦するよう要請すること。
- (3) 女性委員を積極的に登用することとし、その割合は男女平等参画社会実現のための第

二次板橋区行動計画（平成14年2月20日区長決定）に定める35%を目標とする。

- (4) 高度に専門的な審議及び利害関係者等の処分に関する付属機関等を除き、原則として公募委員を置くものとする。

（委員の委嘱基準）

第5条 付属機関等の委員を委嘱するときは、広く人材を確保し、付属機関等の活性化を図るため、次の各号に掲げる委嘱基準を遵守すること。ただし、区職員及び区議会議員並びに国又は都の職員に委員を委嘱するときを除く。

- (1) 同一の者を同一の時期に委員として委嘱できる付属機関等は、3機関までとする。
- (2) 同一の付属機関等の委員としての委嘱期間が10年を超えていないこと。ただし、公募委員を委嘱できる期間は、付属機関等の任期1期限りとする。

2 前項各号の規定は、次の場合に適用しないことができる。この場合、適用しなかった理由を明示しなければならない。

- (1) 付属機関等の設置目的に合致しない場合。
- (2) 専門的知識又は経験を有する委員の確保が困難な場合等、特別な事情があるとき。
- (3) その他区長が特に必要と認めるとき。

（付属機関等の見直し）

第6条 付属機関等のうち、次の各号のいずれかに該当するものは、法律等に定めのあるものを除き、廃止又は統合するものとする。

- (1) 設置目的が達成されたもの
- (2) 社会経済情勢の変化により必要性が低下したもの
- (3) 他の行政手段等により代替可能なもの
- (4) 活動が著しく不活発で、概ね2年以上審議が行われていないもの
- (5) 設置目的や所掌事務が他の付属機関等と類似しているもの
- (6) 区政の簡素化及び効率化並びに行政責任の明確化の観点から廃止又は統合が望ましいもの

（会議等の公開）

第7条 付属機関等の会議及び会議録等は、付属機関等の会議の公開に関する基準（平成15年3月24日区長決定）に定めるところにより原則として公開する。

（全庁的調整）

第8条 総務部長は、付属機関等の設置状況及び委員名簿等を一元的かつ適正に管理しなければならない。

- 2 付属機関等を主管する部長（以下「主管部長」という。）は、総務部長の求めに応じ、付属機関等の設置状況及び委員名簿等を総務部長に報告又は提出しなければならない。
- 3 付属機関等を設置、廃止又は統合しようとするときは、主管部長はあらかじめ総務部長と協議しなければならない。
- 4 付属機関等の委員を委嘱しようとするときは、主管部長は総務部長に合議しなければならない。

らない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は総務部長が定める。

付則

- 1 この要綱は、平成16年6月1日から施行する。
- 2 附属機関等の委員の委嘱基準に関する要綱(平成13年4月25日区長決定)は、廃止する。

1 基本構想策定の背景

平成 7 年に策定した基本構想は、将来像をその前の基本構想から引き継ぎ、「活力ある緑と文化のまち“板橋”」と掲げています。

この間、進行する少子高齢化に対して、子育て支援事業や介護保険制度に関連する施設整備、健康づくりなどを推進するとともに、阪神・淡路大震災を教訓とした防災拠点の整備、ごみの抑制、リサイクルの取り組みなど、「いたばし 2005 計画」を着実に進めてきました。

区の今後 10 年間の人口は、ほぼ現在の規模で推移し、その後は徐々に減少の傾向に入ると予測され、高齢化が一層加速します。

そのため、高齢者が元気で社会参加する環境づくりや、次代を担う子どもの育成、男女平等参画社会の実現が区の大きな課題となります。加えて、昭和 30 年代以降の急速な都市化に合わせて整備してきた都市施設の再生とともに、密集市街地の整備、都市型災害に対する備え、緑地の保全、地球規模で深刻化する環境問題への対応、情報化・国際化への取り組みなどをさらに推進していく必要があります。

また、長期にわたる経済の低迷は、区内産業にも影響を与え、工場の跡地が大規模な集合住宅や商業施設へと変わりつつある中で、これからは持続的な経済発展を支える区内産業の育成・支援も急務となっています。

さらに、社会保障や雇用など生活に大きくかかわる制度改革への対応とともに、中高年の雇用問題、若年層の未就労者の増加や多発する犯罪についても、対策が求められています。

現在国は、豊かな地域社会の形成に向け、地域性・多様性を重視する地方分権の政策を進めており、区政も大きな転換期を迎えています。限られた財源の中で多様化・個別化する区民要望に応えるためには、従来どおりの行政主体のサービス提供では限界があります。このため、個人・事業者・団体などが担い手となり、質の高いサービスの提供をめざす「新しい公共」の実現が時代の要請となっており、それぞれの立場から行政と協力して地域課題に取り組む「協働」の仕組みが必要となっています。

既に区内の様々な団体が、区政の各分野に参画し、協働によるまちづくりが進められています。こうした活動をさらに発展させ、区民と区がともに役割を担いあい、未来につながる板橋区の持続的発展をめざし、長期的展望に立った基本構想をここに策定するものです。

2 基本構想の意義

この基本構想は、おおむね 20 年後を想定し、板橋区の望ましい将来像とその実現に向けた目標を示すものであり、区政の長期的指針となるとともに、区民と区との協働を一層進めていくための共通の目標となるものです。

また、国・都および事業者などが、板橋区における計画策定や事業を行う際には、指針として尊重されるべきものです。

3 基本理念

基本構想の根底を貫く三つの考え方を基本理念とします。

(1) いのちと個性の尊重

いのちを尊び、男女はもとより、だれもが平等で個性ある人間として互いに尊重する。また、自由かつ健康で安全・安心な生活を営み、幸福を追求する権利は、将来にわたって保障されなければならない。

(2) まちづくりへの参画

区民一人ひとりや地域社会を構成する様々な団体が、地域の問題の解決にあたって自ら積極的にかわり、それぞれが対等の立場から役割を担い、区と協働してまちづくりを進める。

(3) 未来への責任

豊かで健康な暮らしは、自然からの恵みによって成り立っていることを自覚し、まちづくりを地球的視野に立って考えるとともに、暮らしの仕組みや文化を含め、よりよい生活環境を創造して次代に引き継いでいく。

この基本理念は、「平和を願い、郷土板橋を愛し、住みよいまちと豊かなあすを築く道しるべ」として定めた板橋区民憲章の精神に則り、基本構想の実現に取り組むすべての人々が常に念頭に置くものです。

4 将来像

将来像は、おおむね20年後の板橋区の姿を表します。

いきいき暮らす緑と文化のまち“板橋”

将来像には、次のような意味が込められています。

「いきいき暮らすまち」は、いのちの躍動と、産業や区民の地域活動が生活を中心に活気に満ち、教育・福祉が充実している状態を表します。

「緑のまち」は、身近に緑や水などの豊かな自然があるとともに、平和でやすらぎのある安全な生活環境を表します。

「文化のまち」は、板橋に根付いた文化を大切にしつつ、新たな地域文化の創出に積極的に取り組む区民のこころの豊かさを表します。

5 基本目標と施策の方向

将来像の実現に向けて、次の三つの基本目標を掲げ、区が取り組む施策の方向を示します。

のびやかに生きがいをもって暮らすまち

こころ豊かなふれあいと活力のあるまち

安全で安心なうるおいのあるまち

基本目標は、区民生活に立脚し、まちの状態を表す三つの視点から構成しています。

基本目標 は、一人ひとりの充実した暮らしの目標

基本目標 は、人々の交流と活力ある産業に支えられた地域社会の目標

基本目標 は、安全で将来にわたって暮らしやすい都市環境の目標

基本目標 : のびやかに生きがいをもって暮らすまち

安心して子どもを産み育て、すべての人が住み慣れた地域において、心身ともに健康で、生きがいをもって生活できるまちをめざします。また、高齢者や障がい者（児）などが、尊厳を保ち自立した生活を送ることができるまちをめざします。

1 安心して子どもを産み育てられるまち

子どもを産み育てることの大切さと、あわせて地域全体で子どもの“いのち”を尊重する意識を高めます。

父や母の子育てを支える体制・仕組みを構築し、子育て家庭への支援策を充実するとともに、子育てをしながら仕事を続けられる環境を整備します。

母子保健や小児医療体制の整備・充実とともに、食を通じた子どもの豊かな人間形成と家族関係づくりを進めます。

2 次世代の生きる力をはぐくむまち

家庭・学校・地域が緊密に連携し役割を担い、教育力を高め、自ら考え判断できる力とたくましく生きる力をもった創造性に富む子どもを育成します。また、ボランティアや地域活動への参画を促し、地域での居場所・活躍の場を整えます。

基礎学力の向上を図り、子どもたちの個性や地域の特色が生かせるきめ細かな学校教育に取り組むとともに、職業体験や地域の人材を活用した授業など、地域社会とともに歩む学校づくりを推進します。

障がいのある児童・生徒への特別支援教育を推進します。また、教育施設の充実や子どもたちの安全確保など、教育環境の基盤整備を行います。

青少年を犯罪や薬物、有害情報などから守る環境を整え、自ら判断できる力を養うとともに、いのちと性を大切にすることの育成に努めます。

3 一人ひとりが健康づくりに取り組むまち

いつまでも心身ともに健康でいきいきと暮らせるよう、ライフステージに合わせた自主的な健康づくりを推進します。

健康増進への関心を高め、食生活や運動、休養など望ましい生活習慣を身に付けることを促進し、生活習慣病の予防を図ります。

中高年齢者の健康と生きがいの増進を図るとともに、身体機能や生活機能の低下を抑えるため、介護予防の対策を充実させます。

保健・医療・福祉機関の連携強化とサービスの充実を図り、こころと体の健康に対する安心を確保します。

4 生涯を通じてこころ豊かに過ごせるまち

生涯学習に区民一人ひとりが意欲と生きがいをもって取り組めるよう、主体的に参加できる学習の機会を拡充します。

スポーツやレクリエーション活動を身近な地域で楽しめるよう、場の確保や整備、機会の拡充を図ります。

住宅に対するニーズの変化や多様な世帯構成に対応できるよう、良質な住宅ストックの形成を促進し、だれもがゆとりをもって長く住み続けられるよう支援します。

5 自立とふれあいにより社会参加ができるまち

子どもや高齢者、障がい者（児）など、すべての人が安心して暮らせるよう、ノーマ

ライゼーションを推進し、質の高い福祉サービスを確保します。

寝たきりや認知症、加齢などによって介護を必要とする高齢者への、介護保険制度などによる公的サービスの提供体制を拡充するとともに、在宅生活を地域で支える体制を支援します。

高齢者や障がい者（児）などが住み慣れた地域で自立した生活を営み、意欲的に社会参加できる環境をつくとともに、安定した生活を送ることができるよう支援します。

6 すべての人が個性や能力を発揮して活躍するまち

男女が性別にかかわらずなくとも参画し、責任を担い、利益を享受する男女平等参画社会の実現に取り組み、男女平等への意識の醸成や女性の労働環境改善、DV被害者への支援などを図ります。

元気な高齢者や障がい者をはじめとした働く意欲のある人々の就業支援を図るとともに、若年層の未就労者対策に取り組みます。

多様化・巧妙化する悪質商法などの被害に遭わないために、消費者の意識啓発を図るとともに、相談体制を充実させます。

基本目標 : こころ豊かなふれあいと活力のあるまち

区民の様々な活動を通して、世代や文化の違いを超えた交流を深め、支えあいと協働による自立的な地域社会を形成します。また、板橋の特性を生かした産業の発展により、暮らしと産業の調和がとれた、活力あふれるまちをめざします。

1 地域の課題を協働で解決するまち

地域交流や情報提供の充実を図るとともに、活動の場の確保を行うことにより、多様な人々の地域活動への参加を促進します。

地域住民をはじめ、町会・自治会、NPOなど、多様な主体による自主的なまちづくり活動を支援します。また、警察・消防などの関係機関や企業・商店街などとの連携・協力関係を強化し、地域課題の解決をめざします。

2 産業が発展するまち

消費者の多様なニーズに対応でき、立地特性や個性を生かした、魅力ある商業・サービス業の振興を図ります。また、交流の場としてだれもが安心して楽しめる、活気にあふれた商店街づくりを進めます。

産業と生活環境の調和をめざすとともに、製造業においては、技能・技術の継承など「ものづくり」を継続できる環境の整備を行い、地域工業の振興を図ります。

経営相談・資金融資・情報提供など、中小企業の経営基盤の強化に向け、総合的な支援を行います。

区民農園・観光農園などの農地の活用や地域内消費の仕組みづくりなど、地域との結びつきを重視した都市にふさわしい農業を振興します。

3 地域資源を生かした新たな産業を創造するまち

区内の人材や企業・大学などとの連携のもと、創業や企業の新分野進出を推進し、時代や社会ニーズに対応した新たな産業の創出を支援します。

地域で生活する様々な立場の人が、自ら取り組むコミュニティービジネスの展開を促進します。

区の歴史や文化、水辺を中心とした自然、産業など、様々な地域の魅力を観光資源として生かし、積極的に情報発信することにより、多くの来訪者や自治体などとの交流を促進します。

4 豊かな地域文化をはぐくむまち

歴史的・伝統的な文化資源の保存と継承に努め、区への愛着をはぐくむとともに、こころ豊かなやすらぎのある生活空間を形成します。

文化芸術に接する機会の充実と、区民の自主的な活動の支援を図り、豊かな地域文化を創造していきます。

5 異なる文化や価値観を尊重しあい交流するまち

地域における区民の国際交流や国際協力活動を支援するとともに、海外の自治体や団体との友好に努めます。

地域に住む外国の人々と、ともに暮らす環境をめざし、生活に関する情報提供や相談体制の充実を図るとともに、地域コミュニティへの参加を促進します。

区民の平和に対する意識を高め、平和への取り組みを推進します。

基本目標 : 安全で安心なうるおいのあるまち

都市の安全性を高め、地域の特性や個性を生かしたまちづくりを推進し、安心して住み続けられるまちをめざします。また、地球規模の環境問題に取り組み、身近な自然を大切に暮らしやすいまちの実現をめざします。

1 安全・安心活動に取り組むまち

区民の主体的な防犯・防災活動を促進するとともに、高齢者など災害時に援護を必要とする人への支援体制を築きます。

区民の命と財産を守るため、情報伝達体制を構築し、区民や団体・事業者・自治体の連携のもとに、犯罪防止と災害時の初動態勢の確立に取り組めます。

災害・犯罪・新たな感染症の脅威などに対して、総合的な危機管理体制を確立します。自転車や自動車の安全運転と歩行者も含めた交通マナーの向上に、区民や事業者・関係機関と連携して取り組めます。

2 災害に強く住み続けられるまち

建物の耐震性の向上や不燃化を進めるとともに、延焼遮断帯となる緑道の整備や道路の拡幅、河川沿線の環境整備、街区の整備等を行い、災害による被害を最小限に抑える都市をつくれます。

市街地再開発事業などにより、駅周辺の既成市街地や木造住宅が密集する地域の防災性と住環境の向上を図ります。

3 地域の個性を生かした美しいまち

都市の緑と水を保全し、魅力ある公園や緑地・水辺の整備を進め、うるおいのある都市をつくれます。

市街地に緑を増やすため、街路など公共施設の緑化とともに、建物の壁面や屋上の緑化を推進します。

地域住民によるまちづくりへの参画を促進し、土地利用のルール化などを通じ、景観に配慮した良好な都市空間づくりを進めます。

4 環境を守り資源を大切に利用するまち

地球温暖化をはじめとする深刻な環境問題に対し、区民や事業者とともに生活や生産活動の中で環境を守り改善していくための仕組みをつくり、行動していきます。

生活を環境の視点から見直し、ごみの減量に努めるとともに、資源やエネルギーを大切に使う意識を高め、資源循環型社会の実現に取り組みます。

自動車公害や騒音・悪臭など、生活環境から発生する公害に対する取り組みを強化します。

5 暮らしに便利な道路・交通網があるまち

国や都、鉄道・バス事業者と協力して道路・交通体系を整備し、公共交通の安全性と利便性を向上させます。

自転車と歩行者の分離などにより、歩行者の安全を優先する道路整備を進めます。

だれもが行きたい場所に円滑に移動できるよう、道路・駅・建物のバリアフリー化を進めます。

6 情報の保護と活用を図るまち

情報通信機器の利用機会や操作知識などによって生じる情報格差を解消するため、IT（情報通信技術）の学習の機会を充実させ、区民が必要に応じて容易に情報を活用できる環境づくりに努めます。

区が保有する様々な個人情報の保護を図り、適正に管理するとともに、事業者や団体に対しても、個人情報の保護の徹底を図ります。

個人情報を悪用した迷惑行為や犯罪被害に遭わないように、広く区民に注意を喚起していきます。

6 構想実現のために

(1) 区民と行政との協働関係の形成

施策の立案・実施・評価等の各段階において、多様な方法により区民参画の機会を拡充します。

行政手続の明確化と情報公開を積極的に進め、一層開かれた区政を推進します。

区民、町会・自治会、NPO、事業者などとともに、それぞれの特性と能力を發揮しながら、協働によるまちづくりを進めます。また、「新しい公共」を担う区民、NPOなどが活発に活動できるよう、活動拠点の整備や支援の充実を図るなど、協働の仕組みづくりに努めます。

(2) 新しい時代に対応した行政経営の確立

限られた財源の中、持続的発展と区民福祉の向上を確保するため、健全財政の基盤の確立に取り組み、簡素で効率的な行政経営をさらに推進します。

多様化する区民ニーズに対応するため、民間事業者の発想や経営手法を取り入れて公共のあり方を見直し、公共サービスに対する区の責任を果たしつつ、民間によるサービスの提供を進めます。

財政規模や今後の人口減少・少子高齢社会に対応した、施設配置と整備の方向を明らかにしていきます。

区民サービスの向上と事務の効率化をめざし、IT（情報通信技術）の活用による総

合的な情報化施策を推進します。

行政サービスの質の向上と区民の区政参加を促進するため、わかりやすい行政評価制度の構築に努めます。

基本構想の実現に向け、基本計画・実施計画を策定します。基本計画では、区民とともに明確な目標を共有できるよう、まちづくりの目標と成果を示す指標及びその実現に向けた取り組み方針を定めます。また、区民参加により、計画の達成度も評価していきます。

(3) 自治権の拡充

地方分権と特別区を取り巻く自治制度改革の流れの中で、基礎自治体として、区民の意向を反映した自治権の拡充と自主財源の確保に努めます。

効率的・効果的な施策を展開するため、国・都・関連自治体と相互に緊密な協力体制を築き、事業者や民間団体等との連携を強化します。